

農業ひろさき

2023年7月1日 (第209号)

(令和5年7月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



岩木小学校・常盤野小学校合同田植え体験



田植え作業の様子

5月11日、岩木小学校3～6年生児童約320人と常盤野小学校全校児童約20人が、岩木小学校近くにある学校田で田植え作業を体験しました。

児童たちは学級での事前指導と、当日は岩木小学校PTAの学校田管理委員長からの説明を聞き、父母の手伝いを受けながら作業に臨みました。快晴ながら風が強く、最高気温15度と涼しい気候でしたが、児童たちは、泥だらけになって歓声を上げながら楽しく取り組んでいました。この田植え体験は、米作りや農業について学ぶ総合的な学習の一環として、40年前から続いており、活動に参加した6年生の児童は、「3年生の時からやって慣れてきたので難しくはなかった。寒かったけど楽しかった。」と話していました。岩木小学校の鈴木教頭先生によると、9月中旬に稲刈り、10月初旬に脱穀作業を体験し、12月にもちつき大会を予定しているとのこと。



快晴の下で田植え体験

弘前市における放任園の状況と対策について

近年、高齢化や担い手不足等により園地管理が困難となり、園地が放任状態となるケースが増えております。放任園は様々な病害虫発生の温床となり、近隣園地に重大な被害を及ぼすため、園主自らが放任園になる前に対策を講じることが重要です。

◎弘前市における放任園の発生状況

(令和5年5月31日現在)

平成30年10月	17.4ha
令和5年5月	74.9ha
増加面積	57.5ha

市農業委員会では、農地の有効活用を図る目的から、農地の貸付や売渡に係るあっせん業務を行っております。荒廃が進み遊休化した農地は、復元に多くの労力を要することから、あっせんが困難な場合がありますので、あっせんをお考えの方はお早めにご相談ください。

また、りんご課では、放任園について、園主自身で廃園することが困難な場合、園主から承諾を得て、園地の伐採等を行う地域の団体等に対して、経費の一部を補助する事業を行っております。活用を検討されている方はご相談ください。



■問い合わせ先

農地のあっせんについて 農業委員会農地利用促進係 (市役所前川本館3階) ☎40-7104
放任園の伐採事業の申請について りんご課生産振興係 (市役所前川本館3階) ☎40-7105

農地のパトロール実施中!

ご協力を! 農地は適正に利用しましょう

7月～8月は農地の調査実施期間として、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農地の利用状況を調査しています。

農地パトロールは、農地法に基づき、毎年市内すべての農地の利用状況を調査するものです。

特に今年度は、岩木地区を重点地区として位置づけ、より詳しく調査を行います。

利用状況把握のため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地内に立ち入ることもありますが、農地の利用促進につなげるための大切な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆調査のポイント

- ①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
- ②耕作が放棄されている農地はないか
- ③周辺の営農に支障を与えている農地はないか
- ④以前に意向調査を行った遊休農地の状況

調査の結果、農地の不適正な利用や遊休農地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う意向調査などの対象となります。

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足などの理由で耕作できない、農地を貸したい・売りたい方は、お早目にご相談ください。

■問い合わせ先 農業委員会農地利用促進係(市役所前川本館3階) ☎40-7104 または農業委員、農地利用最適化推進委員まで

弘前りんご花まつり開催

市りんご公園において、5月5日から7日まで、「弘前りんご花まつり2023」が開催され、会期中はりんごの花が見ごろを迎えたこともあり、多くの家族連れで賑わいました。

今年のりんご花まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた中、7つの体験コーナーが設けられ、りんご箱でミニクローゼットづくりやりんごの枝でハンガーづくりなどが人気を集めました。また、4年ぶりに巨大アップルパイが販売され、多くの方が買い求めていました。フードコーナーでは、各店が工夫したりんごを使ったオリジナルメニューやアップルパイが大変好評でした。



会場の様子



りんご箱でミニクローゼットづくり



巨大アップルパイ

りんご生果の機能性表示食品「ひろまる」誕生



(左から) つがる弘前農協天内組合長、櫻田市長、相馬村農協大場組合長

弘前市では、りんごの日常的な消費拡大に向けた取組の一つとして、つがる弘前農業協同組合、相馬村農業協同組合、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立大学法人弘前大学被ばく医療総合研究所と連携し、新たなりんご生果の機能性表示食品の開発を進めて、この度、機能性表示食品「ひろまる」が誕生しました。

「ひろまる」は「お手頃」、「丸ごと」、「健康」の3点をコンセプトに、消費者ニーズを捉えたりんごの品種や玉サイズなどを「地域共通規格」として統一し、地域が一体となってりんごの「機能性表示食品」に取り組むことで、「地域のブランド商品」として展開することを目指し、誕生したものです。

5月24日には、市役所にて関係者による共同記者会見を実施し、商品発表とPRを行いました。

収入保険インターネット申請説明会開催のお知らせ

令和4年からインターネットで収入保険の申請が行えるようになりました。ご自宅のパソコンなどから収入保険の加入申請や事故発生の通知、保険金等請求などが行えます。

下記の日程で合計4回インターネット申請についての説明会が開催されますのでご都合のいい日時でお申し込みください。なお、各回先着60名ですでお早めにお申し込み下さい。

～説明会の内容～

インターネット申請のメリット、インターネット申請の手続き等の説明、収入保険の説明

開催日時		会場
7月28日 (金)	午前の部：10時00分～ 午後の部：14時00分～	青森県農業共済組合 ひろさき支所
8月4日 (金)	午前の部：10時00分～ 午後の部：14時00分～	住所：弘前市大字門外 字村井262

※インターネット申請説明会は1時間程度を予定しております。

収入保険の保険料を補助します！

自然災害や市場価格低下など、あらゆる要因による収入減少に対応する収入保険制度の加入を促進するため、保険料（掛捨て部分）の一部を補助します。

◆補助対象経費及び補助金の額

- ・新規加入者：保険料（掛捨て部分）の50%
- ・継続及び再加入者：保険料（掛捨て部分）の30%

◆補助要件などの詳細はこちら

http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/nogyo/2022-0415-1109-36_syuhoho2022.html



■問い合わせ先 農政課地域経営係（市役所前川本館3階） ☎40-7102



■問い合わせ・申込先

青森県農業共済組合 ひろさき支所 収入保険課
☎28-5700

こまめな水分の補給と休憩をしっかりと行いましょう！！

多面的機能支払 交付金について

農業・農村の多面的機能（農産物生産のみではなく、国土の保全や水源の涵養などの様々な働き）を維持・発揮するため、地域の共同活動を支援します。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

①農地維持支払交付金

… 農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的な保全活動、保管理構想の作成など

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

… 農業用施設の軽微な補修、植栽による景観形成、多面的機能の増進を図る活動など

③資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

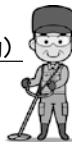
… 農業用施設の軽微でない補修や更新など

2. 多面的機能支払交付金の交付単価

（単位：円／10アール）

	① 農地維持	② 資源向上 (共同)	③ 資源向上 (長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

②と③を同時に取り組む場合は②の単価が75%になり、また多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②の単価が5/6になります。
③で直営施工しない場合は③の単価が5/6になります。



3. 支援の対象となる組織

農業者のみで構成される活動組織、または農業者及び非農業者で構成される活動組織。なお、資源向上②の交付を受ける場合は、非農業者の参加が必須となります。

《弘前市では、令和5年3月31日現在、34の活動組織が取り組んでいます。》

4. 多面的機能支払交付金に取り組むための手順

(1) 活動組織の設立

- ・活動の対象とする農業用施設や農地、活動に取り組みやすいまとまりを設定します。
- ・規約や活動計画書などを作成し、設立総会を開催して審議します。

(2) 事業計画の認定

- ・設立総会で承認された規約や活動計画書などを市へ提出し、市から事業計画の認定を受けます。

(3) 交付金の申請

- ・市へ交付申請書を提出します。

(4) 活動の実施と記録

- ・活動計画書に定めた活動を実施し、作業の内容や収支について記録します。

(5) 活動の実績報告

- ・4月1日から3月31日までの1年間の活動記録と金銭出納簿を取りまとめ、報告書を市へ提出します。



5. その他

交付金の対象農地を転用した場合や遊休農地になった場合は、事業計画の認定を受けた年度にさかのぼって、交付金を返還することとなります。

☆農林水産省のホームページ《多面的機能支払交付金》でも確認できます。

■問い合わせ先 農村整備課総務係（市役所前川本館3階） ☎40-7103

りんご収穫体験しませんか！

- ◆期 間 8月初旬から11月中旬頃まで
- ◆場 所 りんご公園（清水富田字寺沢）
- ◆体験料金 有料



■問い合わせ先 りんご公園 ☎36-7439

今年もりんご公園で「りんご収穫体験」ができます。

食べごろに育ったりんごを、皆さんの手でもぎ取りできます。

皆さんお誘いあわせのうえ、ご来園ください。

※収穫時期、品種によって収穫数量を制限させていただきます場合があります。

あっぷるクラブ PART2 ミニりんご木箱を作ってみよう！

- ◆日時 7月29日（土）
午後1時30分～午後3時30分
- ◆場所 弘前市りんご公園「りんごの家」
- ◆内容 製作キットを基にくぎ打ち等をして、一般的な木箱より小さいオリジナルのりんごの木箱を製作します。
参加料2,000円 申込締切7月22日（土）
定員12名
- 問い合わせ先 りんご公園 ☎36-7439

りんご公園サマーフェスティバル

ねぶたうちわや缶バッジ作りなど、子どもや家族で楽しめるイベント盛りだくさん！

フードブースの出店もあります。夏のりんご公園を思いっきり楽しもう！

- ◆日時 7月23日（日）
午前10時～午後4時

- ◆場所 弘前市りんご公園（清水富田字寺沢）

■問い合わせ先 りんご課販売・発信係（市役所前川本館3階） ☎40-2354



熱中症に要注意！熱中症は予防が大事！！

「青森県農業経営・就農サポートセンター」の活用推進

1 経営支援

農業者が抱える経営上の課題を「見える化」した上で、税理士や中小企業診断士等の専門家、農業法人や農業経営士等の先進農業者を派遣し、経営改善から法人化・経営継承までの多様な課題の解決をお手伝いします。

【専門家派遣による充実した相談体制】

- ① まずは、地域農林水産部に設置しているサテライト窓口で相談
- ② 中小企業診断士による経営診断を受けるために決算書と同意書を提出
- ③ 相談内容に応じて関係機関・団体、税理士や社会保険労務士などの専門家、先進農業者等による支援チームを編成
- ④ 支援チーム員の派遣による伴走型支援(無料)を展開します



■申込・問い合わせ先 中南地域県民局農林水産部 農業普及振興室(経営・担い手班)
☎33-4821

2 就農支援

新たに農業を始めるために必要な技術や知識の習得、関係制度の活用等をサポートし、円滑な就農につなげます。

【専属スタッフによる丁寧な対応】

- ① まずは、(公社)あおもり農業支援センターに連絡して相談日を予約
- ② 就農支援スタッフとの面談により、就農までの流れや目指す農業経営のイメージを具体化
- ③ 関係する支援制度の情報提供などで就農までをサポート
※就農後は、経営支援によるサポートを受けることができます



■申込・問い合わせ先 (公社)あおもり農業支援センター 総務・担い手支援課
☎017-773-3131

農業に伴って排出されるごみは、市で収集しません!

農業に伴って排出されるごみは、事業活動によって生じられるごみ(事業系ごみ)のため、農業者が自らの責任で処理しなければなりません。

市は収集を行っていませんので、町会などが管理する家庭ごみの集積所には出さないようご注意ください。

なお、事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、それぞれ適正に処理しなければいけません。

農業に伴って排出される主なごみのうち、以下のものは産業廃棄物となります。



- ・農業用ビニール(農ポリ、マルチ、反射シート、ブルーシートなど)
- ・農薬の空容器や空袋・肥料の空袋

※いずれも産業廃棄物として処分してください。

処分方法などの詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ先 環境課資源循環係(市役所前川新館2階)
35-1130

農地の売買・貸借や転用の申請締切は

毎月27日(休日等の場合は前日)です。

必要書類がそろわないと受理できない場合がありますので、申請は、お早めをお願いします。なお、申請内容は翌月の総会で審議されます。

■取扱窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会農地調整係(市役所前川本館3階) ☎40-7104
- ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎82-3111内線611
- ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎84-2111内線805

農地中間管理事業の活用を!

青森県農地中間管理機構(公益社団法人あおもり農業支援センター)では、規模を縮小する方やリタイアする方から農地を借り入れ、担い手農家に貸し付けを行っています。

農地の出し手は、10㎡未満の自作農地を除く全ての所有農地を貸し付けした場合、貸し付けた農地の固定資産税が一定期間半減されたり、機構が一括して賃料を支払うことにより個別のやり取りが不要となるなどのメリットがあります。

また、農地の受け手は、効率的に規模を拡大できる、契約や賃料の支払いの相手方が機構のみで済むなどのメリットがあります。

農地中間管理事業の利用をご希望の方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

■問い合わせ先 農業委員会農地利用促進係(市役所前川本館3階) ☎40-7104